

古文書を読む会学習記録

作成日 平成26年 7月10日

開催日	平成26年 7月10日	時 間	10:00～12:00
場 所	金沢公会堂3号室	出席人数	13名
講 師	真田雅行氏	作成者	伊達一雄
テーマ	第一学習 宿村布川家文書⑦		
概 要	<p>1. 天保5年の「御用留」を読む。</p> <p>(1) 松平周防守から渡された書付の写し: 去年陸奥・出羽の国などの凶作で江戸は勿論諸国の米価が値上がりし下々まで難儀していると聞いているが、他国の売買差し止めもあり、米があっても売り捌けなくなっている。御領地、私領の差別なく米穀融通に差し支えがないようよく心得、米を売買できるよう代官、領主、地頭より知らせるように。</p> <p>(2) 廻状をもって申し達す。村々より差し出された困窮を救う願いは、男女子供の区別を分かる様に、また難渋の次第を詳しく取り調べて書き出し、7月2日迄に差出すように。7月分の月割も7月2日迄に上納するように。 金沢地方(じかた)役所。</p> <p>注: 天保4年～7年の東北の凶作による米価の高騰と餓死等の続出は「天保の飢饉」と言われ、全国の死者は20から30万人に及んだと言う。</p> <p>(3) 病気の領主の若殿が養生の甲斐もなく御逝去なされた。</p> <p>「右に付鳴物相慎可申候 普請は不苦候」、喪に服す意味で楽器の演奏は自粛するように、但し、家の普請は構わないと言う。このお触れはすぐ順送りにし、留り村(廻状などが最後に回ってくる村)より戻すよう指示している。</p> <p>2. 誤入一札之事 日付は寛政9年。山林の伐採をめぐる争いの文書で、誤は謝る(あやまる)の意と思われる。</p> <p>他人の持山で立木を伐採した私(門兵衛)は持主に見咎められ、言い過ぎて相を立腹させた。しかし私も村人もお詫び申し上げた。以後自分が山目付を仰せつかって収まったのは有難き幸せである。今後、刀を持って山に入った者は必ず自分が改める。万一そんな者がいたら言ってもらえれば善処する。</p> <p>注: 当人門兵衛と5人組(実際には8人)の連名で判が押してあるが、この時代に百姓がきちんとした判子(はんこ)を持っていたことに驚く。</p> <p>3. 赤井村の百姓が宿村の林の境目を誤って伐採した件について</p> <p>当人と親類総代、5人組総代が役所に格別のお慈悲を訴えた「乍恐書付以奉願上候事」と題する文書。親の心得違いでお咎めを受けたものであるが、当人息子が相続出来るよう、その場合冥加金二十両納める旨約束したものの。</p>		
次回予定	平成26年7月24日 10:00～12:00 於: 金沢公会堂3号室 第二学習 江戸時代の絵嶋生嶋事件⑦		